

諮問日：平成30年2月14日（平成29年度（最情）諮問第83号）

答申日：平成30年7月20日（平成30年度（最情）答申第22号）

件名：最高裁判所長官の事務引継書等の不開示判断（不存在）に関する件

## 答 申 書

### 第1 委員会の結論

「平成30年1月の最高裁判所長官交代に際して作成された事務引継書及び関連資料」（以下「本件開示申出文書」という。）の開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が作成し、又は取得していないとして不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

### 第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が平成30年1月10日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の4に定める諮問がされたものである。

### 第3 苦情申出人の主張の要旨

本件開示申出文書が本当に存在しないかどうか不明である。

### 第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

最高裁判所長官の交代に当たり、事務引継書を組織的に作成することを予定するような定めはなく、事務引継書は必ず作成しなければならないものではない。そして、本件開示申出を受けて最高裁判所内を探索したが、本件開示申出文書は存在しない。

### 第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 平成30年2月14日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受

③ 同年4月20日 審議

④ 同年6月15日 審議

## 第6 委員会の判断の理由

- 1 最高裁判所事務総長の上記説明によれば、最高裁判所長官の交代に当たり、事務引継書を組織的に作成することを予定するような定めはなく、事務引継書は必ず作成しなければならないものではない上、本件開示申出を受けて最高裁判所内を探索したものの、本件開示申出文書は存在しなかったとのことであり、本件開示申出文書の性質に照らせば、このような説明の内容が不合理とはいえない。そのほか、最高裁判所において、本件開示申出文書を保有していることをうかがわせる事情は認められない。

したがって、最高裁判所において本件開示申出文書を保有していないと認められる。

- 2 以上のとおりであるから、原判断については、最高裁判所において本件開示申出文書を保有していないと認められるから、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高橋 滋

委員 久保 潔

委員 門口 正人